

## 4 原子力災害対策編

頁	旧	新	備考																								
2	<p><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>第 1 節～第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第 6 条の 2 第 1 項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(令和 4 年 7 月 6 日一部改正)を遵守するものとする。</p> <p>第 5 節～第 7 節 (略)</p> <p>第 8 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東農政局</td> <td>1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>中部地方環境事務所</td> <td>原子力災害現地対策本部等の支援</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 自衛隊 (表略)</p>	機 関 名	所 掌 事 務	(略)	(略)	関東農政局	1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策	(追加)	(追加)	中部地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援	(略)	(略)	<p><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>第 1 節～第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第 6 条の 2 第 1 項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(令和 5 年 11 月 1 日一部改正)を遵守するものとする。</p> <p>第 5 節～第 7 節 (略)</p> <p>第 8 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東農政局</td> <td>1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策</td> </tr> <tr> <td>関東地方環境事務所</td> <td>原子力災害現地対策本部等の支援</td> </tr> <tr> <td>中部地方環境事務所</td> <td>原子力災害現地対策本部等の支援</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 自衛隊 (表略)</p>	機 関 名	所 掌 事 務	(略)	(略)	関東農政局	1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策	関東地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援	中部地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援	(略)	(略)	<p>最新の改正日に更新</p> <p>追加</p>
機 関 名	所 掌 事 務																										
(略)	(略)																										
関東農政局	1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策																										
(追加)	(追加)																										
中部地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援																										
(略)	(略)																										
機 関 名	所 掌 事 務																										
(略)	(略)																										
関東農政局	1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策																										
関東地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援																										
中部地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援																										
(略)	(略)																										
7																											

頁	旧	新	備考																
8	<p>3 指定公共機関及び指定地方公共機関等</p> <table border="1" data-bbox="201 226 1353 672"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社静岡支部 (一社)静岡県医師会 (一社)静岡県歯科医師会 (公社)静岡県薬剤師会 (公社)静岡県看護協会 (公社)静岡県病院協会</td> <td>災害時における医療救護の実施</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	(略)	(略)	日本赤十字社静岡支部 (一社)静岡県医師会 (一社)静岡県歯科医師会 (公社)静岡県薬剤師会 (公社)静岡県看護協会 (公社)静岡県病院協会	災害時における医療救護の実施	(略)	(略)	<p>3 指定公共機関及び指定地方公共機関等</p> <table border="1" data-bbox="1448 235 2540 680"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社静岡県支部 (一社)静岡県医師会 (一社)静岡県歯科医師会 (公社)静岡県薬剤師会 (公社)静岡県看護協会 (公社)静岡県病院協会</td> <td>災害時における医療救護の実施</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	(略)	(略)	日本赤十字社静岡県支部 (一社)静岡県医師会 (一社)静岡県歯科医師会 (公社)静岡県薬剤師会 (公社)静岡県看護協会 (公社)静岡県病院協会	災害時における医療救護の実施	(略)	(略)	名称登録誤り
機 関 名	所 掌 事 務																		
(略)	(略)																		
日本赤十字社静岡支部 (一社)静岡県医師会 (一社)静岡県歯科医師会 (公社)静岡県薬剤師会 (公社)静岡県看護協会 (公社)静岡県病院協会	災害時における医療救護の実施																		
(略)	(略)																		
機 関 名	所 掌 事 務																		
(略)	(略)																		
日本赤十字社静岡県支部 (一社)静岡県医師会 (一社)静岡県歯科医師会 (公社)静岡県薬剤師会 (公社)静岡県看護協会 (公社)静岡県病院協会	災害時における医療救護の実施																		
(略)	(略)																		
28	<p>4～8 (略)</p> <p><b>第2章 原子力災害事前対策</b></p> <p>第1節～第10節 (略)</p> <p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1～3 (略)</p> <p>4 安定ヨウ素剤の服用体制の整備 県は、原子力災害対策指針を踏まえ、所在市、関係周辺市町及び医療機関等と連携して、PAZ内の住民等及びPAZ外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにPAZ外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備を進めていくものとする。</p>	<p>4～8 (略)</p> <p><b>第2章 原子力災害事前対策</b></p> <p>第1節～第10節 (略)</p> <p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1～3 (略)</p> <p>4 安定ヨウ素剤の服用体制の整備 県は、原子力災害対策指針を踏まえ、所在市、関係周辺市町及び医療機関等と連携して、PAZ内の住民等及びPAZ外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにPAZ外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備を進めていくものとする。 県は、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正反映																
35	<p>5～8 (略)</p> <p>第12節～第20節 (略)</p> <p><b>第3章 緊急事態応急対策</b></p> <p>第1節 基本方針 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 (1) 情報収集事態が発生した場合</p>	<p>5～8 (略)</p> <p>第12節～第20節 (略)</p> <p><b>第3章 緊急事態応急対策</b></p> <p>第1節 基本方針 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 (1) 情報収集事態が発生した場合</p>																	

頁	旧	新	備考
36	<p>① <b>原子力規制委員会及び内閣府</b>は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（県、PAZを含む市及びUPZを含む市町をいう。以下同じ。）に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。</p> <p>② 県は、<b>原子力規制委員会及び内閣府</b>から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>(2) 警戒事態が発生した場合</p> <p>① <b>原子力規制委員会及び内閣府</b>は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、<b>内閣府</b>は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、PAZを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。その際併せて、気象情報を提供するものとされている。</p> <p>② 県は、<b>原子力規制委員会及び内閣府</b>から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>(3) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合</p> <p>① 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>② <b>原子力規制委員会</b>は、<b>通報</b>を受けた<b>事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い</b>、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について<b>県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部及び住民等</b>に連絡するものとされている。また、<b>内閣府は、PAZを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避</b></p>	<p>① <b>原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室</b>は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（県、PAZを含む市及びUPZを含む市町をいう。以下同じ。）に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。</p> <p>② 県は、<b>原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室</b>から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>(2) 警戒事態が発生した場合</p> <p>① <b>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部</b>は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、PAZを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。その際併せて、気象情報を提供するものとされている。<b>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、PAZ内の地方公共団体との間において、要請した施設敷地緊急事態要避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとされている。</b></p> <p>② 県は、<b>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部</b>から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>(3) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合</p> <p>① 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>② <b>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部</b>は、<b>通報・連絡</b>を受けた<b>事項</b>、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報、<b>住民の避難準備に係る事項等</b>について、<b>指定行政機関</b>に連絡するものとされている。また、PAZを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む市町に対しては、屋内</p>	<p>防災基本計画の修正反映</p>

頁	旧	新	備考												
43	<p>難先、輸送手段の確保等)を行うよう、UPZを含む市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、要請するものとされている。</p> <p>③、④ (略)                      (4)、(5) (略)                      2～4 (略)</p> <p>第3節 活動体制の確立                      1～6 (略)</p> <p>7 防災業務関係者の安全確保                      県は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。</p> <p>(1)、(2) (略)                      (3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>① 防災業務関係者(事故が発生した原子力発電所の放射線業務従事者は除く。)の放射線防護については、次表の防護指標に基づき行うものとする。</p> <p>なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="201 1125 1353 1629"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>指 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量</td> <td>実効線量で50ミリシーベルトを上限とする。</td> </tr> <tr> <td>防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々(例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、海上保安官、自衛隊員及び緊急医療関係者等)が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量</td> <td>実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。                      作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量を併せて用いる。                      眼の水晶体：等価線量で300ミリシーベルトを上限とする。                      皮膚：等価線量で1シーベルトを上限とする。</td> </tr> </tbody> </table>	対 象	指 標	災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で50ミリシーベルトを上限とする。	防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々(例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、海上保安官、自衛隊員及び緊急医療関係者等)が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量を併せて用いる。 眼の水晶体：等価線量で300ミリシーベルトを上限とする。 皮膚：等価線量で1シーベルトを上限とする。	<p>退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、要請するものとされている。</p> <p>③、④ (略)                      (4)、(5) (略)                      2～4 (略)</p> <p>第3節 活動体制の確立                      1～6 (略)</p> <p>7 防災業務関係者の安全確保                      県は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。</p> <p>(1)、(2) (略)                      (3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>① 防災業務関係者(事故が発生した原子力発電所の放射線業務従事者は除く。)の放射線防護については、次表の防護指標に基づき行うものとする。</p> <p>なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1389 1125 2540 1629"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>指 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量</td> <td>実効線量で50ミリシーベルトを上限とする。</td> </tr> <tr> <td>防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者(例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、海上保安官、自衛隊員及び緊急医療関係者等)が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量</td> <td>実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。                      作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量を併せて用いる。                      眼の水晶体：等価線量で300ミリシーベルトを上限とする。                      皮膚：等価線量で1シーベルトを上限とする。</td> </tr> </tbody> </table>	対 象	指 標	災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で50ミリシーベルトを上限とする。	防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者(例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、海上保安官、自衛隊員及び緊急医療関係者等)が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量を併せて用いる。 眼の水晶体：等価線量で300ミリシーベルトを上限とする。 皮膚：等価線量で1シーベルトを上限とする。	<p>用語等の軽微な修正</p> <p>原子力災害対策指針の内容及び原子力災害対策関係府省会議の報告を踏まえて追記</p>
対 象	指 標														
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で50ミリシーベルトを上限とする。														
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々(例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、海上保安官、自衛隊員及び緊急医療関係者等)が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量を併せて用いる。 眼の水晶体：等価線量で300ミリシーベルトを上限とする。 皮膚：等価線量で1シーベルトを上限とする。														
対 象	指 標														
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で50ミリシーベルトを上限とする。														
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者(例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、海上保安官、自衛隊員及び緊急医療関係者等)が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量を併せて用いる。 眼の水晶体：等価線量で300ミリシーベルトを上限とする。 皮膚：等価線量で1シーベルトを上限とする。														
44	<p>(注) 事故が発生した原子力発電所等の放射線業務従事者については、別途法令により線量限度が定められているため、本指標は適用しない。</p>	<p>(注1) 事故が発生した原子力発電所等の放射線業務従事者については、別途法令により線量限度が定められているため、本指標は適用しない。</p> <p>(注2) 県からの要請により活動する民間事業者については、実効線量で1ミリシーベルトを基本とし、必要に応じて県と協議の上、放射線防護に係る指標を定めるものとする。</p>	<p>原子力災害対策指針の内容及び原子力災害対策関係府省会議の報告を踏まえて追記</p>												

頁	旧	新	備考										
45	<p>② 県は県職員の被ばく管理を行うものとする。</p> <p>③ 県の放射線防護を担う班は、現地対策本部に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ、除染等を行うものとする。</p> <p>④ 県の放射線防護を担う班は、原子力災害医療派遣チームと緊密な連携の下、被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>(4) 安全対策</p> <p>① 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。</p> <p>② 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、オフサイトセンターにおいて、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施（略）</p> <p>(1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。また、県は、国の要請又は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p> <p>なお、「EAL」（Emergency Action Level）とは、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づく、緊急時の活動レベルである。</p> <p style="text-align: center;">表 警戒事態における緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1" data-bbox="201 1570 1353 1969"> <thead> <tr> <th>警戒事態の基準</th> <th>措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～⑧（略）</td> <td rowspan="2">体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td> </tr> <tr> <td>⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。</u>）からの原子炉の</td> </tr> </tbody> </table>	警戒事態の基準	措置の概要	①～⑧（略）	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（ <u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。</u> ）からの原子炉の	<p>② 県は、<u>県職員の被ばく管理を行うものとする。また、民間事業者</u><u>に被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策の実施を要請した時は、当該民間事業者が実施する被ばく線量の管理や健康管理について必要な支援を行うものとする。</u></p> <p>③ 県の放射線防護を担う班は、現地対策本部に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ、除染等を行うものとする。</p> <p>④ 県の放射線防護を担う班は、原子力災害医療派遣チームと緊密な連携の下、被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>(4) 安全対策</p> <p>① 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。</p> <p>② 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、オフサイトセンターにおいて、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施（略）</p> <p>(1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。また、県は、国の要請又は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p> <p>なお、「EAL」（Emergency Action Level）とは、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づく、緊急時の活動レベルである。</p> <p style="text-align: center;">表 警戒事態における緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1" data-bbox="1389 1570 2540 1969"> <thead> <tr> <th>警戒事態の基準</th> <th>措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～⑧（略）</td> <td rowspan="2">体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td> </tr> <tr> <td>⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。※1</td> </tr> </tbody> </table>	警戒事態の基準	措置の概要	①～⑧（略）	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。※1	<p>原子力災害対策指針の内容を反映</p> <p>原子力災害対策指針の修正反映</p>
警戒事態の基準	措置の概要												
①～⑧（略）	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。												
⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（ <u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。</u> ）からの原子炉の													
警戒事態の基準	措置の概要												
①～⑧（略）	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。												
⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。※1													

頁	旧	新	備考																
49	<p>運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。※ 1 ⑩～⑱ (略)</p> <p>※1 ①～⑦、⑨～⑫及び⑰は、原子炉の運転等の施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「規制法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。</p> <p>※2 ⑧は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。</p> <p>※3 ⑬～⑯及び⑲は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、していないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難等の必要な防護措置について指示した場合は、PAZ内の避難を行うものとし、PAZを含む市に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市と連携し国に要請するものとする。</p> <p>また、県は、PAZ内の避難の実施に併せ、国の要請又は独自の判断により、UPZを含む市町に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、UPZ外の市町に対し、PAZ内から避難してきた住民等の受入れやUPZを含む市町が行う防護措置の準備への協力の要請並びに必要なに応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</p>	<p>⑩～⑱ (略)</p> <p>※1 ①～⑦、⑨～⑫及び⑰は、原子炉の運転等の施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「規制法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。</p> <p>※2 ⑧は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。</p> <p>※3 ⑬～⑯及び⑲は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、していないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難等の必要な防護措置について指示した場合は、PAZ内の避難を行うものとし、PAZを含む市に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市と連携し国に要請するものとする。</p> <p>また、県は、PAZ内の避難の実施に併せ、国の指示により、UPZを含む市町に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう連絡するとともに、UPZ外の市町に対し、PAZ内から避難してきた住民等の受入れやUPZを含む市町が行う防護措置の準備への協力の要請をするほか、事態の進展などに応じて、国の指示により、屋内退避の実施を連絡するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正反映</p>																
50	<p>表 全面緊急事態における緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1" data-bbox="201 1352 1365 1890"> <thead> <tr> <th>全面緊急事態の基準</th> <th>措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～⑪ (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑫ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。※ 1</td> <td>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</td> </tr> <tr> <td>⑬～⑮ (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ①～⑩、⑫及び⑬は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項</p>	全面緊急事態の基準	措置の概要	①～⑪ (略)		⑫ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。※ 1	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。	⑬～⑮ (略)		<p>表 全面緊急事態における緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1" data-bbox="1389 1352 2552 1890"> <thead> <tr> <th>全面緊急事態の基準</th> <th>措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～⑪ (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑫ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。※ 1</td> <td>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</td> </tr> <tr> <td>⑬～⑮ (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ①～⑩、⑫及び⑬は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項</p>	全面緊急事態の基準	措置の概要	①～⑪ (略)		⑫ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。※ 1	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。	⑬～⑮ (略)		<p>原子力災害対策指針の修正反映</p>
全面緊急事態の基準	措置の概要																		
①～⑪ (略)																			
⑫ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。※ 1	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。																		
⑬～⑮ (略)																			
全面緊急事態の基準	措置の概要																		
①～⑪ (略)																			
⑫ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。※ 1	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。																		
⑬～⑮ (略)																			

頁	旧	新	備考
51	<p>第4号の基準に適合している場合に適用される。</p>	<p>第4号の基準に適合している場合に適用される。</p>	
※2	<p>⑩は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。</p>	<p>⑩は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。</p>	
51	<p>※3 ⑭⑮は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、いないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。</p>	<p>※3 ⑭⑮は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、いないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。</p>	
	<p>また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、UPZを含む市町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示等（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請するものとする。</p>	<p>また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、UPZを含む市町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示等（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請するものとする。</p>	
	<p>(4)、(5) (略)</p>	<p>(4)、(5) (略)</p>	
52	<p>(6) <b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p>	<p>(6) 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更」（令和5年5月）を踏まえた修正</p>
	<p>(7)～(10) (略)</p>	<p>(7)～(10) (略)</p>	
	<p>2～11 (略)</p>	<p>2～11 (略)</p>	
	<p>第5節～第12節 (略)</p>	<p>第5節～第12節 (略)</p>	
	<p>第4章～第5章 (略)</p>	<p>第4章～第5章 (略)</p>	
	<p>図 表</p>	<p>図 表</p>	
	<p>別図（3-2-1）防災関係機関の情報連絡系統図</p>	<p>別図（3-2-1）防災関係機関の情報連絡系統図</p>	
	<p>別表（3-8-1）救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関</p>	<p>別表（3-8-1）救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関</p>	
	<p>別表（3-8-2）原子力災害医療協力機関</p>	<p>別表（3-8-2）原子力災害医療協力機関</p>	
	<p>別表（3-8-3）原子力災害拠点病院</p>	<p>別表（3-8-3）原子力災害拠点病院</p>	
	<p>別表（3-8-4）高度被ばく医療支援センター</p>	<p>別表（3-8-4）高度被ばく医療支援センター</p>	
	<p>別表（3-8-5）原子力災害医療・総合支援センター</p>	<p>別表（3-8-5）原子力災害医療・総合支援センター</p>	
	<p>別表（4-2-1）地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書</p>	<p>別表（4-2-1）地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書</p>	

4 原子力災害対策編

頁	旧	新	備考																																				
72	<p>別表（４－３－１）大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書</p> <p>別表（５－７－１）被災地住民登録様式</p> <p>別図（３－２－１）防災関係機関の情報連絡系統図</p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報（特定事象発生通報）及び通報後の連絡 （略）</p> <p>その他連絡先（関係機関から連絡）</p> <table border="1"> <tr> <td>陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161</td> <td>陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711</td> <td>防衛省（統合幕僚監部参事官付）又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡</td> </tr> <tr> <td>東京管区气象台（総務部業務課）03-3212-2949</td> <td>静岡地方气象台又は気象庁（総務部企画課）から連絡</td> </tr> </table>	陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡	陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省（統合幕僚監部参事官付）又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡	東京管区气象台（総務部業務課）03-3212-2949	静岡地方气象台又は気象庁（総務部企画課）から連絡	<p>別表（４－３－１）大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書</p> <p>別表（５－７－１）被災地住民登録様式</p> <p>別図（３－２－１）防災関係機関の情報連絡系統図</p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報（特定事象発生通報）及び通報後の連絡 （略）</p> <p>その他連絡先（関係機関から連絡）</p> <table border="1"> <tr> <td>陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161</td> <td>陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711</td> <td>防衛省（統合幕僚監部参事官付）又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡</td> </tr> <tr> <td>東京管区气象台（総務部業務課）042-497-7200</td> <td>静岡地方气象台又は気象庁（総務部企画課）から連絡</td> </tr> </table>	陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡	陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省（統合幕僚監部参事官付）又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡	東京管区气象台（総務部業務課）042-497-7200	静岡地方气象台又は気象庁（総務部企画課）から連絡	<p>東京管区地方气象台の庁舎移転に伴う変更</p>																								
陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡																																						
陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省（統合幕僚監部参事官付）又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡																																						
東京管区气象台（総務部業務課）03-3212-2949	静岡地方气象台又は気象庁（総務部企画課）から連絡																																						
陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡																																						
陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省（統合幕僚監部参事官付）又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡																																						
東京管区气象台（総務部業務課）042-497-7200	静岡地方气象台又は気象庁（総務部企画課）から連絡																																						
73	<p>別表（３－８－１）</p> <p>救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡赤十字病院</td> <td>静岡市葵区追手町 8-2</td> <td>054-254-4311</td> </tr> <tr> <td>浜松赤十字病院</td> <td>浜松市浜北区小林 1088-1</td> <td>053-401-1111</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（３－８－３）</p> <p>原子力災害拠点病院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県立総合病院</td> <td>静岡市葵区北安東 4-27-1</td> <td>054-247-6111</td> </tr> <tr> <td>浜松医科大学医学部附属病院</td> <td>浜松市東区半田山 1-20-1</td> <td>053-435-2111</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	所在地	電話	静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町 8-2	054-254-4311	浜松赤十字病院	浜松市浜北区小林 1088-1	053-401-1111	病院名	所在地	電話	静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東 4-27-1	054-247-6111	浜松医科大学医学部附属病院	浜松市東区半田山 1-20-1	053-435-2111	<p>別表（３－８－１）</p> <p>救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡赤十字病院</td> <td>静岡市葵区追手町 8-2</td> <td>054-254-4311</td> </tr> <tr> <td>浜松赤十字病院</td> <td>浜松市浜名区小林 1088-1</td> <td>053-401-1111</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（３－８－３）</p> <p>原子力災害拠点病院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県立総合病院</td> <td>静岡市葵区北安東 4-27-1</td> <td>054-247-6111</td> </tr> <tr> <td>浜松医科大学医学部附属病院</td> <td>浜松市中央区半田山 1-20-1</td> <td>053-435-2111</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	所在地	電話	静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町 8-2	054-254-4311	浜松赤十字病院	浜松市浜名区小林 1088-1	053-401-1111	病院名	所在地	電話	静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東 4-27-1	054-247-6111	浜松医科大学医学部附属病院	浜松市中央区半田山 1-20-1	053-435-2111	<p>浜松市の行政区の再編による変更</p>
病院名	所在地	電話																																					
静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町 8-2	054-254-4311																																					
浜松赤十字病院	浜松市浜北区小林 1088-1	053-401-1111																																					
病院名	所在地	電話																																					
静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東 4-27-1	054-247-6111																																					
浜松医科大学医学部附属病院	浜松市東区半田山 1-20-1	053-435-2111																																					
病院名	所在地	電話																																					
静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町 8-2	054-254-4311																																					
浜松赤十字病院	浜松市浜名区小林 1088-1	053-401-1111																																					
病院名	所在地	電話																																					
静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東 4-27-1	054-247-6111																																					
浜松医科大学医学部附属病院	浜松市中央区半田山 1-20-1	053-435-2111																																					
74	<p>別表（３－８－５）</p> <p>原子力災害医療・総合支援センター※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立大学法人福島県立医科大学</td> <td>福島県福島市光が丘 1 番地</td> <td>024-547-1262 024-547-1541 024-547-1828</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平時において、二次被ばく医療機関に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。</p>	病院名	所在地	電話	公立大学法人福島県立医科大学	福島県福島市光が丘 1 番地	024-547-1262 024-547-1541 024-547-1828	<p>別表（３－８－５）</p> <p>原子力災害医療・総合支援センター※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立大学法人福島県立医科大学</td> <td>福島県福島市光が丘 1 番地</td> <td>024-547-1262 024-547-1541 024-547-1828</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平時において、原子力災害拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。</p>	病院名	所在地	電話	公立大学法人福島県立医科大学	福島県福島市光が丘 1 番地	024-547-1262 024-547-1541 024-547-1828	<p>原子力災害対策指針の表記に合わせた修正</p>																								
病院名	所在地	電話																																					
公立大学法人福島県立医科大学	福島県福島市光が丘 1 番地	024-547-1262 024-547-1541 024-547-1828																																					
病院名	所在地	電話																																					
公立大学法人福島県立医科大学	福島県福島市光が丘 1 番地	024-547-1262 024-547-1541 024-547-1828																																					